

CASBEE 評価認証手数料規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

(目的)

第1条 この規程は、ハウスプラス住宅保証株式会社（以下「ハウスプラス」という）が定める「CASBEE 評価認証業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、ハウスプラスが実施する CASBEE 評価認証業務に係る手数料（以下「認証手数料」という）について、必要な事項を定める。

(認証手数料)

第2条 認証手数料の額は、別表のとおりとする。

(認証手数料の納入)

第3条 申請者は、認証手数料を「CASBEE 評価認証業務約款」（以下「業務約款」という。）

第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 認証手数料の納入期日は、請求書に定める期日とする。

(認証手数料を減額するための要件)

第4条 認証手数料は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスが判断したとき。
 - ・複数の建築物に係る認証業務依頼が、一定期間内に見込まれるとき。
 - ・その他ハウスプラスが認める場合。
- (2) あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に認証業務依頼を行ったとき。

(認証手数料を増額するための要件)

第5条 認証手数料は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 申請者の非協力その他ハウスプラスの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- (2) 認証書等が交付される前に大きく計画の変更を行うとき。
- (3) 別表に定める認証手数料に含まれない業務を実施しなければ、認証業務が行えないとハウスプラスが判断したとき。

(その他の手数料)

第6条 ハウスプラスは、必要と判断される場合には費用を別途請求できるものとする。

附則

第1条 この規程は、平成22年8月31日から実施する。

第2条 この規程は、平成24年10月31日に一部改訂し、同日より実施する。

第3条 この規程は、平成25年10月8日に一部改訂し、同日より実施する。

第4条 この規程は、平成26年1月6日に一部改訂し、同日より実施する。

第5条 この規程は、令和3年4月1日に一部改訂し、同日より実施する。

第6条 この規定は、令和3年10月1日に一部改訂し、同日より実施する。

第7条 この規定は、令和5年4月1日に一部改訂し、同日より実施する。

第8条 この規定は、2024年4月1日に一部改訂し、同日より実施する。

第9条 この規程は、2024年12月1日に一部改定し、同日より実施する。(社名のみ改定)

別表

電子申請の場合で認証書・評価結果・認証票の電子交付を行う場合の認証手数料

注意) 電子申請ではない場合または認証書等の電子交付に加え紙面の発行を希望する場合は、下表に 1,650 円 を加算させていただきます。

表 1 CASBEE 戸建

区分	ご依頼内容	金額 (税込)
一号 ・戸建 (新築)	評価書等により日本住宅性能表示基準の審査が省略できる場合 (※1)	66,000 円/棟
	上記以外	88,000 円/棟

※1 評価書等 (設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書・技術的審査適合証等) を活用し、日本住宅性能表示基準の審査が省略できる場合

表 2 CASBEE 建築

区分	申請建築物の延べ面積	用途	金額 (税込)
二号 ・建築 (新築) ・建築 (既存) ・建築 (改修) ※2	2,000 m ² 未満	-	385,000 円
	2,000m ² 以上 10,000m ² 未満	単一用途	495,000 円
		複合用途 ※3	1 用途増える毎に 110,000 円を上記金額に加算
	10,000m ² 以上 50,000m ² 未満	単一用途	605,000 円
		複合用途 ※3	1 用途増える毎に 165,000 円を上記金額に加算
	50,000m ² 以上	単一用途	715,000 円
複合用途 ※3		1 用途増える毎に 165,000 円を上記金額に加算	

※2 居室がない工場の用途の場合は、手数料から 110,000 円 (税込) を減ずる。

※3 複合用途の場合は、延べ面積が一番大きい用途を主用途とする。主用途の延べ面積の手数料に 1 用途増える毎に主用途面積帯の複合用途加算額を加算する。

表3 CASBEE 不動産

区分	申請建築物の延べ面積	用途	金額（税込）
三号 ・不動産	10,000 m ² 未満	オフィス 物流施設	110,000 円
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	店舗 集合住宅	165,000 円
	50,000 m ² 以上	オフィス（改修） 店舗（改修）	220,000 円
	（用途延べ面積）	複合用途 ※4	1 用途増える毎に該当用途の延べ面積に応じた上記金額の 50%を加算

※4 複合用途の場合は、延べ面積が一番大きい用途を主用途とする。主用途の延べ面積の手数料に 1 用途増える毎に該当用途の延べ面積に応じた金額の 50%を加算する。

表4 CASBEE ウェルネスオフィス

区分	申請建築物の延べ面積	用途	金額（税込）
四号 ・ウェルネスオフィス	2,000 m ² 未満	評価パターン	330,000 円
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	1 2（※5）	440,000 円
	10,000 m ² 以上	3	550,000 円

※5 評価パターン 2 の場合、テナント数は 3 までの料金とする。テナント数 4 以上の場合は別途見積りとする。

再評価認証手数料

ハウスプラスが認証業務を行った建築物の認証更新または再評価（当該建築物の 2 回目以降の評価）認証の場合は、別表に規定する金額の 70%とする。

スマートウェルネスオフィス認証手数料

ハウスプラスにて行う又は行った CASBEE 建築の認証物件において、スマートウェルネスオフィス認証を取得される場合は、表 4 に規定する金額の 70%とする。

手数料の加算

ハウスプラスが認証業務を遂行するに当たり、特別の調査費用または現地調査等に伴う出張旅費が生じた場合は、当該費用を申請者が負担するものとする。

再交付手数料

ハウスプラスが認証書等を再交付する場合の手数料は、1通につき11,000円（税込）とする。

取下げ手数料（税込）

	受取のみ	受付済	質疑提出後
取下げ手数料	なし (金額ご返金)	一律 5,500 円	認証手数料全額

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により認証業務が実施できなかった場合は、この限りではない。